

平成 25 年 3 月 12 日、東京法律相談連絡協議会・医療法律相談主催の医療講演会「訴訟編」を受講しました。講師は全員、医療事件・医療訴訟の経験豊富な弁護士であり、講演がパネルディスカッション形式で行われたこともあって、病院代理人・患者代理人それぞれの立場から医療訴訟実務のノウハウ等について学ぶことのできる大変貴重な機会でした。

特に印象的であったのは、患者代理人弁護士が受任する医療事件のうち 6 割程度は、病院に対する責任追及が難しい事件であるということです。すなわち、医療事件は、患者の死亡その他の結果が医師等の過失によるものといえるか、病院の責任を追及することができるかどうかの調査（カルテ等一切資料の開示、協力医への意見聴取等）から始まり、調査の結果、病院の責任を問うことは難しいとの結論に至る場合が半分以上であるということです。実際、私たちが担当させていただいた案件の中でも、病院の責任を問うことまでは難しいとの判断で、依頼者の方と十分に話し合いのうえで別の解決方法に至った事案もありました。

人は病気や死を避けることができないこと、そのため医療には限界があること、したがって、残念ながら患者が亡くなるという結果が生じたときに、それが避けることのできない結果であって、必ずしも医師等の過失によるものでない場合も多いということでしょう。

それではなぜ、本来医療過誤でないはずの 6 割もの事件について、医療過誤が疑われる事態となっているのでしょうか。

大切な家族がどうして亡くなったのか、もっと生きられる可能性があったのではないかという遺族の気持ちは、誰にも否定することができません。そしてその気持ちは、遺族自身が医療の専門家でなく、医師等の判断や処置が正しいのかどうかを自分自身で検証することができないために、払拭することのできない疑いとなって、紛争へと発展するのではないかと思います。

カルテの開示請求は、患者・遺族本人で行うこともできます。しかしながら、納得できない思いを抱えて相談に来られる患者・遺族の方は、裁判所を通じて行う証拠保全手続（裁判所の執行官が同行して抜き打ち的にカルテを開示させるため、カルテの改ざんが疑われる場合等に有効な手続です）や、裁判実務を熟知した弁護士による専門医への意見聴取（あるいは弁護士法 23 条の 2 に基づいて行う専門医への弁護士会照会）、それを踏まえた責任追及可能性の見立て等を経て初めて、病院の責任が問われるべき事案であるかどうかを理解・納得されることもあると思います。結果として、裁判による責任追及が難しいと思われる場合であっても、徹底的な調査を尽くしたことがそのような理解・納得の一助になるのであれば、手続は無駄ではないと思っています。

患者代理人の立場に立つ私達弁護士は、責任追及の難しい場合であっても、納得できない思いで相談に来られた患者・遺族の気持ちをまず十分に汲み取り、何がその人にとっての納得となり、本当の紛争解決になるのかを常に考えながら、精力を尽くしていきたいと思いました。

以上